

## ユアマイスター利用規約(アスクール版)

ユアマイスター利用規約(アスクール版)(以下「本規約」といいます。)には、ユアマイスター株式会社(以下「当社」といいます。)の提供するユアマイスター(アスクール版)のご利用にあたり、利用者の皆様に遵守していただかなければならない事項および当社と利用者の皆様との間の権利義務関係が定められております。ユアマイスター(アスクール版)をご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいませようお願い致します。

### 第1条 定義

本規約において使用される以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本業務」とは、利用契約により利用者から当社に対して委託される業務を意味します。
- (2) 「利用契約」とは、第3条第1項に定義される利用契約を意味します。

### 第2条 業務の委託

1. 利用者は当社に対し、本規約に定めるところにより業務を委託し、当社はこれを受託します。なお、本規約に基づく業務は、仕事の完成を目的とした請負ではなく、仕事の成否を問わず、利用契約で定めた業務を当社の技術、知識及び経験等に基づきその裁量で行う準委任とします。
2. 本規約に基づき委託される業務の具体的な内容及び諸条件は、当社と利用者との間で締結される利用契約に定めるところによるものとします。

### 第3条 利用契約

1. 利用者及び当社は、具体的な業務の委託にあたり、当社所定の Web サービスを利用して、当社が提示する見積書(以下「見積書」といいます。)に対し利用者が Web 上で発注を行うことをもって、業務委託契約(以下「利用契約」といいます。)を締結します。
2. 利用契約は、本規約に基づき締結されるものとします。但し、見積書において本規約の条項と異なる定めを行った場合には、当該見積書の定めが優先して効力を有するものとします。

### 第4条 再委託

当社は、自己の裁量に基づき本業務の全部又は一部を他の第三者に再委託することができるものとします。

### 第5条 確認事項

1. 利用者は、当社がいかなる場合でも、以下の行為を行わないことに同意します。
  - (1) 高所での作業や危険を伴う作業
  - (2) 専門資格の必要な作業
  - (3) 車の運転
  - (4) 重い物の移動・運搬
  - (5) 医療行為
  - (6) 法令に違反する行為
  - (7) 公序良俗に反する行為

2. 利用者は、利用契約を締結するにあたって以下の各号につき同意します。
  - (1) 本業務の対象の状態によっては、本業務で定めた業務内容と実際に実施した業務の結果が相違する場合があること及びこの場合でも業務委託料は減額されないこと
  - (2) 業務実施時間が定められた場合には、当該時間を超えて、当社が本業務を行う義務を負わないこと(但し、別途利用者と当社で合意が成立した場合はこの限りではありません。)
  - (3) 貴金属、美術品等の貴重品の管理等については利用者及び利用者の役職員等が責任を負うものとし、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないこと

## **第6条 情報提供等**

1. 利用者は、当社から本業務の実施に必要な情報、資料、作業指示等の要請があった場合、速やかにこれに応じるものとします。
2. 利用者は、当社が本業務の実施を開始するまでに、本業務を実施するに当たり、取扱いに注意すべきものがある場合には、その旨を当社に通知するものとします。
3. 利用者は、本業務の実施のために必要なものとして当社から作業場所及び設備の提供の要請があった場合には、当社に費用を負担させることなくこれに応じるものとします。本業務の実施により生じたゴミ及び廃棄物は利用者が処分するものとします。
4. 利用者が第1項から第3項に定める義務を怠ったことにより生じた本業務の遅延等について、当社は責任を負わないものとします。

## **第7条 確認**

1. 当社は本業務の実施後直ちに、本業務が完了していることについて利用者の確認を受けるものとし、当該確認をもって本業務は完了したものとします。利用者は、本業務が完了した後に、当社に対して次項の必要措置(第4項により準用される場合も含みます。)等を含む一切の請求を行うことはできないものとします。
2. 利用者は、前項の確認により、利用契約で定めた業務と提供された本業務との相違や本業務の不備が発見されたときは、当社に対して必要措置を求めることができるものとします。この場合、当社は合理的な期間内に、必要な措置を行うものとします。
3. 前項に定める必要措置を行った場合、利用者はその実施後直ちに再確認を行うものとし、当該再確認をもって本業務は完了したものとします。
4. 再確認において、利用契約で定めた業務と提供された本業務との相違や本業務の不備が発見された場合には、第2項及び第3項の定めが準用されるものとし、その後の確認についても同様とします。
5. 利用者が合理的な理由なく確認又は再確認(前項により準用される場合も含みます。)を拒絶した場合、本業務は完了したものとみなします。
6. 当社は、本業務が完了した後であっても、提供した本業務の内容や利用者の申出内容に照らし、当該本業務の再実施又は業務委託料金の返還を行うことが妥当であると判断した場合は、再実施又は業務委託料の返還を行うことができるものとします。

## **第8条 業務委託料の支払**

1. 利用者は、当社に対し本業務の対価として、利用契約に定める業務委託料及びそれに係る消費税(地方消費税を含みます。以下同様とします。)相当額を、「清掃依頼サービス(アスクール版)ご注意事項」の定めに従って支払うものとします。

2. 当社は、本業務の遂行のために必要となる当社の資材費、交通費その他の諸費用を、利用契約に定める業務委託料とは別に利用者に請求することができるものとします。但し、利用契約において異なる定めが明記されている場合はその定めによるものとします。

#### 第9条 直接取引の禁止

1. 利用者は、第4条に基づき当社が再委託した第三者との間で、業務の委託その他の取引を行ってはならないものとします。但し、本規約と関係なく行われる取引は本項により禁止されないものとします。
2. 前項に違反した場合、利用者は、当社に対し、(i)前項に違反して委託された業務が本業務として当社に委託されたとした場合に当社が受領したであろう業務委託料の額、(ii)前項の違反が発覚した時点の直近6ヶ月間に当社が利用者から受領した業務委託料の額、又は(iii)利用者が当該違反行為に基づき当該第三者に支払った金銭の総額のいずれかのうち、最も高い金額の5倍の金額を、違約金として支払わなければならないものとします。本項の規定は、当社の利用者に対する当該違約金の額を超える損害賠償請求を妨げるものではないものとします。

#### 第10条 広報

当社は、本規約の終了の前後を問わず、利用者から本業務を受託したことのある事実及び受託する予定がある旨を広告宣伝、販売、広報その他の活動に利用することができるものとします。

#### 第11条 損害賠償

当社が、本規約又は利用契約に違反して利用者に損害を及ぼした場合には、当社はその損害を賠償する責任を負うものとします。但し、本規約において別段の定めがある場合を除き、本規約に関する当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、また、当社の賠償責任は、損害賠償の事由が発生した利用契約に基づき利用者から現実受領した業務委託料の総額を上限とします。

#### 第12条 不可抗力

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むがこれらに限定されません。)により本規約上の義務(支払期限にある金銭債務は除く。)の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとします。

#### 第13条 有効期間

利用契約の有効期間は、利用契約の締結日から本業務の終了日までとします。

#### 第14条 解除

1. 利用契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約又は利用契約に違反した場合
  - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
  - (3) 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - (4) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が15日以上継続した場合、又は差押え若

しくは競売の申立てを受けたとき

- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (6) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
  - (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
  - (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (9) 天災等の不可抗力により本業務の遂行が不可能となったとき
2. 当社による利用契約の解除がなされた場合でも、利用者の当社に対する業務委託料の支払義務は消滅しないものとし、当社の本業務の履行状況にかかわらず、利用者は、業務委託料全額の支払義務を負うものとし、利用者による利用契約の解除がなされた場合でも、当社は解除時点において完了している本業務に対応する業務委託料を利用者に請求することができるものとし、また、当社は理由の如何を問わず解除の時点において受領済みの業務委託料を返還する義務を負わないものとし、
  3. 利用者に第 1 項に掲げる事由の一つが発生した場合、利用者の当社に対する債務は当然に期限の利益を失い、利用者は全ての債務を当社に弁済しなければならないものとし、
  4. 利用者は本規約に明記される場合のほか、利用契約を解除することはできないものとし、

#### 第 15 条 反社会的勢力の排除

1. 利用契約の当事者は、相手方又は利用契約締結に関する相手方の代理人若しくは利用契約締結を媒介した者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同様とします。)であることが判明したときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとし、
2. 本規約の当事者は、相手方が利用契約に関連して締結した契約(以下「関連契約」といいます。)の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができるものとし、
3. 前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、利用契約の当事者は催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとし、
4. 前各項に定める場合を除き、利用契約の当事者は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を相手方が受領後相当期間内にこれが解消されないときは、相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとし、
5. 本条に基づき利用契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとし、

#### 第 16 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の

記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、①相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、②相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外します。

2. 利用契約の当事者は、秘密情報を利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の規定に拘わらず、利用契約の当事者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができるものとします。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならないものとします。
4. 利用契約の当事者は、利用契約の目的に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないものとし、秘密情報の複製物については第2項に準じて取り扱うものとします。
5. 利用契約の当事者は、利用契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄します。

#### **第17条 契約内容の変更**

利用契約の内容は、利用契約の当事者の書面による合意によってのみ変更することができるものとします。

#### **第18条 利用規約の変更**

当社は、利用者に対し1ヶ月前に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。

#### **第19条 譲渡禁止**

利用者は、当社の書面による事前の同意なくして、利用契約の契約上の地位又は本規約若しくは利用契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。

#### **第20条 完全合意**

本規約は、利用契約に含まれる事項に関する利用契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。

#### **第21条 分離可能性**

本規約又は利用契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約又は利用契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本規約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

#### **第22条 存続規定**

第5条第2項第3号、第6条第4項、第7条第1項及び第6項、第8条(但し、未払い金がある場合に限る。)、第9条から第12条まで、第14条第2項及び第3項、第15条第5項、第16条並びに第19条から第23条までの規定は、利用契約終了後も有効に存続します。但し、第9条については、利用契約終了後2年間に限り、第16条については、利用契約終了後3年間に限り存続するものとします。

### **第23条 準拠法及び合意管轄**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第24条 協議事項**

本規約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとします。

以上

制定日:2021年12月1日

## 「清掃依頼サービス(アスクル版)」ご注意事項

### 第1条(本注意事項の適用)

1. 本「清掃依頼サービス(アスクル版)」ご注意事項(以下「本注意事項」という)は、アスクルがアスクルサービスのご利用企業に、アスクルサービスとしてご利用いただく「ユアマイスター(アスクル版)」(以下「本サービス」という)に関するご注意事項を定めるものです。本サービスのご利用にあたっては本注意事項が適用されます。本注意事項に定めのない事項および本注意事項に定めのない用語の定義は、「アスクル Web サイトご利用規約」に従うものとします。
2. 本サービスのご利用条件は、本サービスの提供者であるユアマイスター株式会社(以下「サービスパートナー」という)が定める本サービスの約款等(以下「本サービス約款等」という)に従うものとします。本サービス約款等と本注意事項が抵触するときは、本注意事項が優先して適用されるものとします。
3. アスクルが本注意事項を変更する場合は、アスクル Web サイトに掲載してお知らせいたします。変更後の本注意事項の掲載後1週間以内に、本サービスのご利用を終了される旨のご連絡をいただかない場合は、変更後の本注意事項に同意いただいたものとみなします。

### 第2条(定義)

本注意事項における用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 「ユアマイスター」とは、サービスパートナーがご利用企業向けに提供する「ユアマイスター(アスクル版)」をいいます。
- (2) 「本サービスご利用企業」とは、本注意事項所定の方法により本サービスをご利用するアスクルサービスご利用企業をいいます。

### 第3条(ご利用のお申込み・キャンセル)

1. 本サービスのご利用を希望されるお客様は、アスクル Web サイトにて、ご希望のメニューの商品を注文することにより、本サービスをお申込みいただきます。
2. 前項のお申込み受付の後、アスクルおよび担当販売店の審査通過後、ご利用にあたっての必要事項が確認され、アスクルにおいて受付処理を完了した時点で、本サービスのご利用契約が成立するものとします。
3. サービス実施日程については、お客様とサービスパートナーとの間で調整の上、決定していただくものとします。
4. 前項の日程確定後のキャンセルについては、サービスパートナー所定のキャンセル料金が発生いたします。

### 第4条(お問い合わせ先)

本サービスご利用企業は、本サービスの申込み、料金等に関するお問い合わせについては、アスクルに対して行い、ユアマイスターのサービス内容等に関するお問い合わせについては、サービスパートナーに直接行うものとします。

### 第5条(ご利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「ご利用料金」という)は、アスクル Web サイトその他アスクルが提供する資料にて定めるものとします。
2. 本サービスご利用企業は、同企業におけるアスクルサービスのご利用代金のご請求締切日までに算定されたご利用料金を、同日締めのアスクルサービスのご利用代金のお支払条件に準じてお支払いいただくものとします。

### 第6条(ご利用企業の情報の提供および個人情報の取扱いについて)

ご利用企業が本注意事項および本サービス約款等の定めに従い本サービスご利用の資料請求、お問い合わせ、お申込み(以下総称して「お申し込み等」という)をされた場合、アスクルはサービスパートナーに対して、本サービスのご案内およびご提供のため、アスクルサービスのご登録情報お申し込み等においてご入力いただいた情報、および、本サービス利用の可否に係るアスクルおよび担当販売店の審査結果(以下まとめて「ご利用企業情報」という。詳細下記。)を、アスクルのシステム等を通じて電子データで提供いたします。ご利用企業は、提供後のご利用企業情報が、サービスパートナーのプライバシーポリシー(プライバシーポリシーリンク)に従い取り扱われることをあらかじめ承諾したうえで、お申し込みをするものとします。

<サービスパートナーに提供するご利用企業情報>

- ・会社名/団体名
- ・郵便番号、住所
- ・ユーザーID、メールアドレス

- ・部署名、氏名
- ・電話番号

以上／制定日:2021年12月1日  
改定日:2024年9月1日